

## (5) 健全な水循環の再生のための方策

### 1. 森林を伐採・利用

- 南アフリカの例：木材生産を目的として植林された森を「河川流量減少型土地利用」として課金している
- 東京都水道局水源林：水を消費しないタイプの森林を管理目標に設定
- 湧水湿地：水が枯れてきて陸化するのを防ぐため、集水域の森林を伐採する（兵庫県丸山湿原）

### 2. ダムは必要最低限に

- 米国：ダムの時代は終わった。老朽化したダムの撤去を開始
- 熊本県球磨川：川辺川ダム計画を中止、老朽化した発電ダム（荒瀬ダム）の撤去が決定
- 兵庫県武庫川：武庫川ダム計画を中止、「総合治水条例」施行
- 淀川水系流域委員会：「ダムは原則として建設しない」と提言
- 矢作川：矢作川河口堰、上矢作ダム、男川ダム、すべて中止

### 3. 洪水と渇水

- **洪水も渇水も**、(地震、津波と同様) **自然現象**
- 洪水や渇水が起きること、人間の生命・財産に被害があるかないかは、同じ問題ではない（被害があれば、**水害・水不足**という）
- 山や川や海には、洪水と渇水が一定の頻度で起きることを前提にして、生態系が成立している
- 洪水や渇水のない川は、人間が人間の都合で作りだした「不自然な川」

### 4. 水害

- 建築基準法39条「災害危険区域」
  - 名古屋市・昭和36年
- 総合治水条例
  - 兵庫県「ながす・ためる・そなえる」
- 流域治水基本方針
  - 滋賀県「ながす+ためる・とどめる・そなえる」
  - どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)
  - 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

### 5. 水不足

- 水不足への対処法は2つ
  - 供給を増やす
  - 需要を減らす
- 供給対応
  - 森林の伐採・利用
  - 地下水利用(地盤沈下が起きない範囲で) など
- 需要対応
  - 節水型生活、工業、農業への転換
  - 節水推進条例(福岡市) など

### 6. 海のための水と土砂

- 海のための水
  - 「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」は、海のための水ではない
  - **機能とは、人間の都合**であり、**自然の作用**ではない
  - 海のための水とは、自然の川の水量(変動)に近づけることであり、人間の都合とは相反する
- ダムの堆砂を海に陸送し、養浜・人工干潟を造成(天竜川、矢作川など)
  - うまくいかない場合もあり

### COP10 愛知ターゲット

- 戦略目標B. [編集]生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。
- 目標5: 2020年までに、森林を含む**自然生息地の損失の速度が少なくとも半減**、また可能な場合には零に近づき、また、それらの**生息地の劣化と分断が顕著に減少する**。

### 集水域が一体となって取り組む健全な水循環の再生に向けて

- **エコシステムの持続可能性を損なうことなく**、
- 受益と負担の関係を明確にし、
- **経済的・社会的厚生を最大化を目指し**、
- 水、**土地**、および関連の諸資源を**調整し**、
- 利害関係者と住民の参加と協力を得て、
- 環境マニフェストの公約を守り、
- COP10の国際公約を果たす